

姫路市内部統制に関する基本方針

1 基本的な考え方

少子高齢化に伴う人口減少社会においても、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供することが求められています。このような中、地方自治法（以下「法」という。）が改正され、地方公共団体における内部統制制度の導入が定められました。

内部統制とは、市民の暮らしを支える行政サービスを提供していくため、事務上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因）を識別・評価し、その対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する仕組みといえます。

これを踏まえ、本市における内部統制の体制を整備し、職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、引き続き、市民に信頼される市役所の実現を目指すこととし、ここに法第150条第2項（令和2年4月施行）に規定する方針を策定します。

2 内部統制の目的と取組方向

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組めます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務上のリスクや業務プロセスを可視化するとともに、内部統制の不備を認識した場合には適切に対応し、全庁的に共有します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、正当な手続に基づく報告等の作成、情報の適切な保存及び管理に取り組めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等が着実に遵守されるよう、職員への研修や業務の遂行に係る根拠規定を明示し再確認を行うことにより、法令遵守意識の徹底を図ります。

(4) 資産の保全

市が保有する財産や現金等のほか、知的財産や住民に関する情報など無形の資産も含めた資産を保全するため、正当な手続及び承認の下に、取得、使用及び処分を行います。

3 内部統制の対象事務

法第150条第2項第1号に定める財務に関する事務とします。

なお、その他の事務については、国の動向を踏まえながら、取組を検討することとします。

4 内部統制の推進体制

副市長を実務責任者とする全庁的な内部統制の整備及び運用体制の構築に取り組めます。

5 監査委員との連携

内部統制をより効果的に推進していくため、監査委員との情報共有や意見交換を行い、実効性のある内部統制の運用を図ります。

6 内部統制の情報提供

本基本方針の直接の対象とはならない市長の事務部局以外の委員会等に対しても、内部統制について必要な情報の提供を行います。

令和2年3月26日

姫路市長

清元秀泰